（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第九条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その際記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）

［略］

１　業務の状況

［⑴～（10―３）　略］

⑾　自己資本規制比率の状況

		当　期　末
［略］		
リスク相当額	市場リスク相当額	
	取引先リスク相当額	
	基礎的リスク相当額	
	暗号資産等による控除額	
	計　(E)	
［略］		

（注意事項）

［１～３　略］

４　リスク相当額の計(E)欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号資産等による控除額（一の暗号資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。）を控除した金額を記載すること。

［⑿～（26―２）　略］

改正前

別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）

［同左］

１　業務の状況

［⑴～（10―３）　同左］

⑾　自己資本規制比率の状況

		当　期　末
［同左］		
リスク相当額	市場リスク相当額	
	取引先リスク相当額	
	基礎的リスク相当額	
	計　(E)	
［同左］		

（注意事項）

［１～３　同左］

［加える。］

［⑿～（26―２）　同左］